

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和5年4月12日
招 集 年 月 日	令和5年4月21日
招 集 場 所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参 集 時 間	午後2時46分、委員17名、事務局4名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 杉原敬浩 2 高村昭広 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 8 石原國彦 9 鈴木和幸 10 藤井公人 11 池田とみゑ 12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員： 15 平澤信幸 16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸 計17名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝奥村由美子、松原牧子、平野翔一
オブザーバー	市民部長＝小栗朋広
欠 席 委 員	7 杉浦直美
開 会 時 間	午後2時46分 開会宣言 会 長：会長総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。
日 程 第 一	議事録署名委員の指名 2. 高村昭広 3. 林勝則 を指名します。(会長) 令和5年度より、2点変更します。 ① 議案の中で当事者の人も退席せず聴講してください。参考意見は発せません。採決には参加できません。 ② 明確にするため、賛成は挙手をしてください。(推進委員は議決権なしのため農業委員のみ挙手願います。) (午後2時50分)
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 1 号 1 番	農地法第3条の許可申請 【議案第1号1番について議案書をもとに説明】 会 長：高木委員と一緒に譲受人と面談をしました。 委員 5：問題ありません。ただ、譲受人は水稻希望ですが、現在転作の関係で麦が植わっています。転作時は、機械等がないので今まで通りの耕作でよいのではという話になっています。 会 長：農作業をやっていくことを確認しています。 委員13：保有農機具のチップーは何ですか？

	委員 2：粉碎機です。移動方式のものもあります。 委員 3：家から遠いようですが大丈夫ですか。 会 長：農場について豊田市北部の舞木町や、南部の駒場もあり手広くやっつけちゃいます。距離の面では大丈夫でしょう。議案第1号1番について許可してよいですか。 (全員賛成) それでは、承認いたします。 (午後2時59分)
議案第1号 2番	【議案第1号2番について議案書をもとに説明】 会 長：今回の買い手である譲受人は農地所有者適格者の要件4つの全て満たしています。それをふまえて、議論を進めます。 委員18：譲受人は、水稻希望ということで、水路はあります。現在耕作していないので、水はありませんが、取水はできます。 会 長：補足で、石川委員と現場確認しました。図の赤い部分で水稻をします。青い線が水路で、水の給水排水は問題ありません。ただ、現状は耕作をしていないので、水が干いておりますが、問題はありません。 委員13：公図の茶色い部分は何ですか。 事務局：譲受人の建物建設中の敷地になります。赤色の部分は、今回購入農地になります。 委員13：茶色い部分は購入済みですか。 事務局長：そちらは、令和3年12月案件で、複数の譲受人で購入して施設をつくっており、そこに来た子どもたちが、農業に従事するためのものになります。 会 長：茶色の部分はすでに建設完了しています。大きな建物になっていて、作業や集会ができます。それ以外の場所、水路北側は大きな駐車場になっています。開所式が5月10日です。今回は、それに伴って、赤色の農地を購入し、入所者が水稻やオリーブなど農作業をする場とすることになっています。 委員 2：作付け作物について鉢植えでオリーブをするということですが、散水設備をどうやって取り付けるのですか。水稻の場所についても、0からスタートできるのですか。野菜ならば、できるでしょうが、水稻はできるのですか。駐車場になりそうな雰囲気がみられるのですが。 事務局：譲受人とは相談、面談実施いたしました。県主催の農福連携技術者研修を受講されています。支援員についても二人のうち一人は受講済で、もう一人は農業高校を卒業されています。この3人で指導していくようです。また、代表取締役については、障がい者の農作業を模索中しており、直近2年間水耕栽培に取り組んでいらっしゃるようです。これからいろいろな技術を習得していく予定です。こちらは、農福連携事業で、収穫

	よりも障がい者の生きがいを目的としているようです。自家消費、独自化を目指しており通常の３条の許可案件とは趣が異なります。 委員 ２：他と離れている弘法町のお茶栽培の場所について、車通りが多い上、駐車場が近くありませんが大丈夫ですか。 事務局：駐車場について聞き取りはしていませんが、周辺のうちに迷惑が掛からないようにお願いしていきます。 会 長：高村委員が心配しているようなことが無いよう、注意してください。 事務局：承知しました。 会 長：今後の農地形態が変わらないかということについて、先ほどの農地所有適格法人が要件を満たしているか、毎年農業委員会が毎年度、審査します。 委員 ２：３年間要件を満たせば、その後について自由にされかねないのではないのでしょうか。 会 長：今回の件は、農福という部分で話が異なると思われます。 議案１－２について許可してよいのでしょうか。 (全員賛成) それでは、承認いたします。 (午後３時２５分)
議案第２号	【議案第２号について議案書をもとに説明】 会 長：申請者は路地、ハウスで耕作をやっておりグリーンセンターへ出荷していらっしゃる。申請者の農場から１km弱にある自宅には倉庫を建てることはできません。今回は農場に近いところに農業用倉庫を建設して利便性を上げるために申請されました。 議案２について許可してよろしいか。 (全員賛成) それでは、許可します。 (午後３時３１分)
議案第３号	【議案第３号について議案書をもとに説明】 会 長：３０年経過したために、生産緑地を解除する案件です。地元の農業委員さん期日まであつせん協力をしてください。 (午後３時３４分)
議案第４号１番、２番	【議案第４号１番、２番について議案書をもとに説明】 委員 ２：以前、保育園が立てられないエリアの中に、被相続人の土地があったかと思いますが、どういう扱いになりますか。場所は文化広場を南下し、明治用水と交差するあたりだったと思うのですが。 会 長：その場所は、今回の区画に入っておらず、納税猶予を受ける場所ではないので関係ないですね。今回の件（議案４号１番、２番）について適格者として証明してよろしいか。 (全員賛成)

	それでは、承認いたします。 (午後 3 時 4 0 分)
議案第 4 号 3 番	【議案第 4 号 3 番について議案書をもとに説明】 会 長：議案 4 号 3 番について適格者として証明してよろしいか。 (全員賛成) それでは、承認いたします。 (午後 3 時 4 3 分)
議案第 5 号 1 番	【議案第 5 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：農地バンク制度を利用したもので、今回で 3 例目です。新林町の南小学校付近で畑、水稻をしている圃場がありますが、しっかりと耕作しているのを見ており、路地野菜を作る経験を十分に持っていらっしゃる。今回さらに拡大したいという希望で今回のマッチングに至っており問題ないと思います。農地バンク制度の期間、来年、令和 6 年 2 月 2 9 日まで現状をみながら不具合があれば、指導・注意していきます。圃場は、委員 6 も含めて見ていきます。 議案 5 号 1 番承認してよろしいか。 (全員賛成) 承認いたします。 (午後 3 時 4 8 分)
議案第 5 号 2 番	【議案第 5 号 2 番について議案書をもとに説明】 会 長：議案 5 号 2 番承認してよろしいか。 (全員賛成) 承認いたします。 (午後 3 時 5 3 分)
議案第 6 号	【議案第 6 号について議案書をもとに説明】 会 長：意見等ありますか。なければ、計画書の認定申請、別紙のとおり市へ賛成としてよろしいか。 (全員賛成) 承認いたします。 (午後 3 時 5 6 分)
日程第 3 報告案件 1 号～4 号	会 長：報告案件について、何かご意見ご質問等はございませんか。 委 員：(意見なし) (午後 3 時 5 7 分)
日程第 4 その他	・活動状況報告について（事務局） ・行事予定について（事務局） ・令和 5 年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について（事務局） 9 月 7 日 午後 1 時 3 0 分～ パティオ知立 かきつばたホールにて実施する旨、委員のファイルに挟んでいます。参加をお願いします。
閉会時間	午後 4 時 0 0 分 閉会宣言 会 長：農業委員会総会を閉会します。 (午後 4 時 0 0 分)